

## 規 則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六六

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、条例附則第十五項第一号、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額（条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額をいう。）」とあるのは「給料月額（条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額をいう。）及び条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額（給料表の備考を適用しない額をいう。）との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。